

事務局案に基づいた場合の審査基準案のイメージ

第〇節 発明の新規性喪失の例外（特許法第 30 条）

1 概要

特許法第 30 条は、特定の条件の下で発明を公開した後に特許出願した場合に、先の公開によってその発明の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定であることを記載する。

2 新規性喪失の例外規定の適用の可否についての判断

特許法第 30 条の規定の適用を受けるための要件が満たされていることを、「証明する書面」で証明されているかどうかについて判断することを記載する。その際、「証明する書面」が一定の書式に従って作成され、特許出願の日から 30 日以内に提出された場合には、原則として当該規定の適用を受けるための要件を満たすことについて証明されたものと判断することも記載する。

3 拒絶理由通知等をする際の留意点

審査官が当該規定の適用を認めずに、その適用を受けようとした発明を引用して拒絶理由通知・拒絶査定をする場合には、当該規定の適用を認めない理由を明記することを記載する。

また、拒絶理由通知への応答時等に、出願人から、「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付けるための補充資料が提出された場合、「証明する書面」に記載の事項の範囲内でその補充資料を参酌して、当該規定の適用を受けるための要件を満たすことについて証明がなされたか否かを判断することも記載する。

さらに、当該規定の適用を受けるためには、原則、「証明する書面」の提出が必要であるが、公開された発明が特定の条件を満たす場合に限り、手続を省略できる場合がある。拒絶理由通知中の引用発明が、そのような場合に該当する発明であるとの主張が出願人からなされた場合は、その引用発明が特定の条件を満たすかどうかを判断することも記載する。

4 各種出願における留意点

各種出願（たとえば、国内優先権主張出願、パリ条約による優先権主張出願、分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願、及び、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願）における当該規定の適用の可否についての判断に関して記載する。